

(石油ガス税法の一部改正)

第十一條 石油ガス税法(昭和四十年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

(輸出免税)

第十一條 省略

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該課税石油ガスにつき当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書(同項に規定する申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。))に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該課税石油ガスの輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。

(輸出免税)

第十一條 同上

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。)に、当該課税石油ガスが輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 |

前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

1 | 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき^o 当該予定日

2 | 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日

4 | 第一項の移出をした課税石油ガスを輸出する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失場所のもよりの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税)

第十二條 省略

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出を

(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税)

第十二條 同上

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出を

した日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課税石油ガスの移出に関する明細書及び当該課税石油ガスが前項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第八項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

3| 前項本文の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、

当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに提出すれば足りるものとする。

一 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき

当該予定日

二 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき

当該税務署長が指定した日

4| 第一項の移出をした課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5| 6| 省略

第五項に規定する者は、同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡すことについてやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第六項に規定する者が同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、所轄税務署長は、その者から当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴収する。ただし、既に第二

した日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課税石油ガスの移出に関する明細書及び当該課税石油ガスが前項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第七項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

3| 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

6| 5| 4| 同上

第四項に規定する者は、同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡してはならない。ただし、当該課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡すことについてやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第五項に規定する者が同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、所轄税務署長は、その者から当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴収する。ただし、既に第二

項本文に規定する事実（第三項の届出又は承認があつた場合には、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じてゐる場合は、この限りでない。

（移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例）

第十二条の二 省略

2 前条第五項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する課税石油ガスを継続して移入する場所であり、かつ、当該課税石油ガスを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

3 省略

（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税）

第十三条 省略

2 省略

5 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスについて、第二項の規定により税関長が指定した期限までに同項に規定する証明書の提出がないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを引き取つた者から直ちにその石油ガス税を徴収する。ただし、第七項において準用する第十二条第八項本文の規定の適用が既にあつた場合は、この限りでない。

6 省略

7 第十二条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

（採取した見本に関する適用除外）

第二十条の二 国税通則法第七十四条の五第三号ハ（当該職員のたばこ税率等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関するものは、第四条、第十二条第八項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五

項本文に規定する事実（第三項において準用する前条第三項の届出又は承認があつた場合には、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じてゐる場合は、この限りでない。

（移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例）

第十二条の二 同上

2 前条第四項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する課税石油ガスを継続して移入する場所であり、かつ、当該課税石油ガスを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

3 同上

（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税）

第十三条 同上

2 同上

5 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスについて、第二項の規定により税関長が指定した期限までに同項に規定する証明書の提出がないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを引き取つた者から直ちにその石油ガス税を徴収する。ただし、第七項において準用する第十二条第七項本文の規定の適用が既にあつた場合は、この限りでない。

6 同上

7 第十二条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

（採取した見本に関する適用除外）

第二十条の二 国税通則法第七十四条の五第三号ハ（当該職員のたばこ税率等に関する調査に係る質問検査権）の規定により採取した見本に関するものは、第四条、第十二条第七項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。

第二十八条 同上

十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第五項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者
- 二 第十二条第七項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 六 省 略

一 第十二条第四項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者

- 二 第十二条第六項本文（第十三条第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 六 同 上